

## 新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
<p>第3条 本社は<u>病院及び介護老人保健施設</u>を経営し、<u>科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等</u>にある老人に対し、<u>看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及</u>することを目的とする。</p>	<p>第3条 本社は<u>医療施設を</u>経営し、<u>科学的でかつ適正な医療を普及</u>することを目的とする。</p>
<p>第4条 本社の開設する<u>病院及び介護老人保健施設</u>の名称及び開設場所は次の通りとする。</p> <p>(1) <u>医療法人社団 行政会 行政会</u>  <u>茨城県水戸市笠原町 978 番 25</u></p> <p>(2) <u>介護老人保健施設 ぎょうせい</u>  <u>茨城県水戸市笠原町 978 番 6</u></p>	<p>第4条 本社の開設する<u>医療施設</u>の名称及び開設場所は次の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">医療法人社団 行政会 行政クリニック  茨城県水戸市笠原町 978 番 25</p>
<p>第5条 本社は、前条に掲げる<u>病院及び介護老人保健施設</u>を経営するほか、<u>次の業務</u>を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>居宅介護支援事業所 ぎょうせい</u>  <u>茨城県水戸市笠原町 978 番 6</u></p>	
<p>第17条 本会社に次の役員を置く。</p> <p style="text-align: center;">理 事 3名以上7名以内  うち 理事長 1名</p> <p><u>常務理事 2名</u></p> <p style="text-align: center;">監 事 1名</p>	<p>第16条 本会社に次の役員を置く。</p> <p style="text-align: center;">理 事 3名以上7名以内  うち 理事長 1名</p> <p><u>常務理事 1名</u></p> <p style="text-align: center;">監 事 1名</p>
<p>第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 <u>本社の開設する病院及び介護老人保健施設の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、茨城県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。</u></p>	<p>第17条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 <u>理事のうち1名は医療法人社団 行政会の管理者をもってあて、その他の理事及び監事は、総会において社員のうちから選任する。</u></p>

<p>3 <u>前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</u> <u>ただし、再選を妨げるものではない。</u></p>	
<p>第19条 理事長は本団を代表し常務を総理する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、本団の<u>常務</u>を処理する。</p> <p>4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p> <p>5 <u>監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</u></p>	<p>第18条 理事長は本団を代表し業務を総理する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐して業務を処理し、理事長に事故があるときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、本団の<u>業務</u>を処理する。</p> <p>4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>
<p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>2 任期中に新たに就任した役員に任期は、前項の規定によらず他の役員と同時に満了する。</p> <p>3 <u>役員は、任期満了後といえども、後任者の就任までは、その職務を行うものとする。</u></p>	<p>第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>2 任期中に新たに就任した役員に任期は、前項の規定によらず他の役員と同時に満了する。</p>
<p>第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長はこれを確実に保存しなければならない。</p> <p>(1) 開会の日時、場所</p> <p>(2) 社員又は理事の現在数</p> <p>(3) 出席社員または理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)</p> <p>(4) 議決事項</p> <p>(5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨</p> <p>2 議事録には、議長及び出席社員又は理事のうちから、その会議において選出された</p>	<p>第20条 役員は任期満了といえども、後任者の就任するまではその職務を行うものとする。</p> <p>第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長はこれを確実に保存しなければならない。</p> <p>(1) 開会の日時、場所</p> <p>(2) 社員又は理事の現在数</p> <p>(3) 出席社員または理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)</p> <p>(4) 議決事項</p> <p>(5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨</p> <p><u>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</u></p> <p>2 議事録には、議長及び出席社員又は理事のうちから、その会議において選出された</p>

議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならぬ。

第37条 本社の公告は官報に掲示する。

議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならぬ。

第37条 本社の公告は本社内病院前に設けた  
掲示板に掲示する。